

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認を断固許さない決議

安倍内閣は、本日、「集団的自衛権の一部行使容認を憲法解釈の変更で行う」ための閣議決定を強行した。

このことは、戦後最大の暴挙であり、ファシズム以外の何ものでもない。

集団的自衛権の行使については、これまで1972年の政府見解を踏まえ、平和主義の根幹であり容認できないものとされてきた。

その結果、我が国は国際的信頼と繁栄を築いてきた。

しかしながら、今回の閣議決定における憲法解釈の変更は、これまでの政府見解の解釈を変えるものであると共に、極めて根拠の乏しい変更であり、このことに関する国民に対する説明も何らなされていない。

本来、憲法改正は憲法96条^(※1)による手続きに基づいて行うべきである。

日本国憲法は、立憲主義、すなわち国民が国家権力を抑制するためのものであり、国家権力の中枢機関である内閣が憲法解釈を変更するという手続きは、国民不在、国会軽視、さらには憲法99条^(※2)違反であり、断じて認めるわけにはいかない。

民主党は、党綱領にも示す通り「専守防衛」を原則とし国を守り、国際社会の平和と繁栄に貢献することを目指すとしており、今回の解釈改憲による集団的自衛権行使容認については綱領の視点からも認められない。

私たち民主党栃木県連は、今回の解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定を断じて認めないと共に、安倍内閣および自民党・公明党に対し、ここに強く糾弾し抗議する。

以上、民主党栃木県連緊急幹事会において決議する。

2014年7月1日

民主党栃木県総支部連合会「緊急幹事会」

※1 憲法96条・・・この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

※2 憲法99条・・・天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。